

コンビニで取得できる証明書が増えます

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 所得証明書 **New**
- 課税証明書 **New**



役場 1 階に証明書自動交付機を設置します

- 設置場所** 役場 1 階ロビー
- 利用時間** 平日 9:00～16:00 (年末年始除く)
- 手数料** 1 件 200 円
- 必要なもの** マイナンバーカード+4 桁の暗証番号

住民票の写し等の証明書の取得方法

取得できる証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書

取得方法	利用時間	手数料	必要なもの
コンビニ交付 (マルチコピー機)	6:30～23:00	1 件 200 円	マイナンバーカード + 4 桁の暗証番号 (利用者証明用)
役場の自動交付機 (1 階 ロビー)	平日 9:00～16:00 (年末年始除く)		
役場の窓口	平日 9:00～16:00 (年末年始除く)	1 件 200 円 令和 9 年 1 月 4 日から 1 件 300 円	本人確認書類等
郵送・オンライン申請			本人確認書類等・ 定額小為替等

※証明書の種類によって、取得方法、手数料、必要なものなどが異なる場合があります。

※コンビニ交付と自動交付機の利用には、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードと、4 桁の暗証番号が必要です。

令和 9 年
1 月 4 日から

窓口等での証明書発行手数料を変更します



対象

住民課と税務課の窓口や郵送・オンライン申請で発行する、
現在 1 件 200 円の各種証明書

1 件 200 円 → 300 円



※コンビニ交付・自動交付機の手数料 (1 件 200 円) の変更はありません。適正な事務執行とサービス維持のために、ご理解とご協力をお願いします。

なぜ開庁時間を変更するの？

町民サービスの
質の向上

開庁時間の変更により生み出された時間を業務や職員間の情報共有に充て、サービスの質を高めます。

業務の生産性向上

打ち合わせや研修の時間を確保し、業務効率を一層高めます。

働き方改革の推進

準備・片付けをする時間を勤務時間内に確保し、ワークライフバランスの実現に繋がります。

▶ 問合せ 人事秘書課人事秘書グループ ☎28-0395